

# 南阿蘇村商工会

■みなみあそぐらしのめぐみ  
公式ホームページを開設しました！

南阿蘇村商工会が実施している「みなみあそぐらしのめぐみ」の公式ホームページを新たに開設しました。

ホームページでは、ぐらしのめぐみ認定品の情報はもちろん、各事業者のオンラインショップやSNSまでご覧いただけます。

また、事業者インタビューも掲載しており、どんな思いで商品を作っているのか垣間見ることが出来ます。

今後、新しい認定品の紹介や関連イベントなども発信していきますので、ぜひご覧ください。

〈お問い合わせ〉

南阿蘇村商工会 TEL(62)9435



ぐらしのめぐみHP開設いたしました！  
ぐらしのめぐみ認定商品はもちろん、事業者インタビューや各社オンラインショップも掲載中です。ぜひご覧ください。



通信販売による定期購入トラブルが、どんどん増えています！

コロナの影響で外出を控え、インターネットで買い物をする人が増えました。

それに伴い、消費者トラブルに遭う人も激増しています。この欄でも、何度となく注意喚起していますが、被害に遭う人は後を絶ちません。老若男女問わずです。

とにかく、被害に遭わないためには、簡単に契約しないこと、よくよく、契約内容を確認することです。

では、どんなパターンがあるのか、まずは、高校生男子の相談から見てみます。

## 事例1

動画投稿サイトで「実質無料 初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となっている定期購入だったことが分かった。支払い総額は約2万5千円で、高校生なので支えない。

これも、ホントにあるあるです。契約内容は「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい文字で表示されてい

ることが多く、わざと見落とすように仕向けています。この場合、事業者との交渉次第ですが、うまくいって、中途解約で、1本分を正規の値段で購入することにはなりません。

次は60代女性からの相談です。

## 事例2

ネットの広告を見て、特別価格約3千円の美容液を購入したが、肌に合わず使用をやめた。商品が再び届き、定期購入だと気付いた。すぐに事業者へ解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。

通信販売では基本的には事業者が定めた返品、解約条件に消費者が納得して契約することが求められていますので、よく読まない、このような事態になってしまいます。もっと、ひどい事業者だと、解約の電話をかけても繋がらず、解約10日前に間に合わないということもあります。

皆さん、これ以上、勉強代を払う必要はないですよ。悪徳事業者から買わなきゃいいんです。

【お問い合わせ】  
南阿蘇消費者相談室  
TEL(67)2244  
相談日 火曜・木曜日  
午前10時～午後3時  
南阿蘇村役場総務課  
高森町消費者相談室  
TEL0967(62)1111  
相談日 月曜・水曜・金曜日  
午前9時～午後4時